

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 令和5年度の子ども・子育て拠出金率

令和5年4月分（令和5年5月31日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和4年度と同率の1,000分の3.6（0.36％）に据え置かれる予定です。

※ 正式な決定は4月1日以降となりますが、決定次第、日本年金機構ホームページにお知らせを掲載します。

## ご案内 現物給与価額（食事）が令和5年4月1日から一部改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改定され、令和5年4月1日から適用されます。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和5年4月1日から現物給与価額が改定されます。」をご覧ください。

## ご案内 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和6年10月から）

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等※（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

### ◀ 加入対象（短時間労働者）の要件 ▶

- ◇ 週の所定労働時間が20時間以上
- ◇ 2か月を超える雇用の見込がある
- ◇ 月額賃金が8.8万円以上
- ◇ 学生ではない

※ 厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（注）が1年のうち6か月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

（注）法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただくこととしております。短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

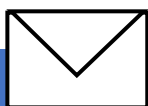
## 協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ 資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を添付してください

従業員の退職等により、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届を提出するときは、健康保険被保険者証の添付が必要です。紛失等により添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

<電子申請の場合>

健康保険被保険者証は速やかにご返納ください。返納時には、「確認結果画面（到達番号が表示された画面）」の添付をお願いします。

※ 健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証が交付されている場合は、健康保険被保険者証とあわせてご提出ください。



## 年金だより

### 年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

### 出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

#### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



#### ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>